

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1 法律施行等のスケジュール

(平成19年度)

平成19年6月22日	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の公布
7月10日	全国市長会との意見交換
秋	指標の算定方法、財政健全化・再生団体の基準等の案
〃	試算等の結果を踏まえ、再度、地方団体との意見交換
12月	指標の算定方法、財政健全化・再生団体の基準等政省令整備
(平成20年度予算編成)	

(平成20年度)

平成20年4月1日	指標の公表に係る規定の施行（公布1年以内）
秋	<u>平成19年度決算に係る指標を監査委員の審査に付し議会に報告し、公表する。</u>

(平成21年度)

平成21年4月1日	財政健全化計画（ α %以上）又は財政再生計画（現在の準用再建団体、 β %以上）の計画策定義務等に係る規定の施行
秋	平成20年度決算の指標の議会報告・公表
↓	
平成22年 3月	20年度決算値により計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定する（平成21年度内）。

2 各指標の考え方

(1) 実質赤字比率 普通会計の赤字（算定式：赤字／標準財政規模）

財政健全化団体指定ライン α %（未定）：現行の起債制限基準が一定の目安

○都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市 標準財政規模の2.5%

○標準財政規模200億円の市町村 標準財政規模の5%

○標準財政規模50億円以下の市町村 標準財政規模の10%

財政再生団体指定ライン β %（未定）：現行の財政再建法の指定が一定の目安

○都道府県 標準財政規模の5%

○市町村 標準財政規模の20%

これらを基準に秋までに素案を示す（現在は未定の状況にある。）。。

(2) 連結実質赤字比率 普通会計と公営企業の赤字（算定式：赤字／標準財政規模）

経営健全化指定団体ライン：現行の赤字基準を基本とする。

現行：営業収益に対する赤字額（資金不足額）が10%以上（ γ %）

連結赤字に係る α %、 β %については、未定である。

これらを基準に秋までに素案を示す（現在は未定の状況にある。）。。

- (3) **実質公債費比率** 普通会計と公営企業の公債費等（元利償還金、債務負担行為、繰出金等）の3年平均（算定式：公債費等／標準財政規模）

現行：18%以上（一般的許可団体（協議制から許可制））

25%以上（起債制限団体①：単独事業等の起債制限）

35%以上（起債制限団体②：災害以外ほぼ全事業の起債制限）

これらを基準に秋までに素案を示す（現在は未定の状況にある。）。

- (4) **将来負担比率** 普通会計・公営企業・地方公社・第3セクターの負債総額（地方債残高、債務負担行為、繰出金、退職手当引当金、設立法人の負債等）
（算定式：将来の一般会計等負担額／標準財政規模）

現在は全く未定で秋までに素案を示す予定である。

3 当市への影響等

- (1) **実質赤字比率** 現在の準用再建団体の指定と同様、一般会計等の収支不足額が尺度となり、再生団体の指定は現在の20%、財政健全化団体の指定は5%が一定の目途となることが想定され、当市の平成18年度の標準財政規模は185億円で、これから試算すると、再生団体指定の赤字額20%ライン（ β %）は37億円の累積赤字、早期健全化団体の指定ライン5%（ α %）は9億円の累積赤字となり、このあたりのラインが基準となる見通しである。

早期健全化団体の指定ライン5%（ α %）における単年度収支の9億円の赤字は、基金等の取り崩しなどにより、実質的に赤字とならない場合は対象とならないため、現行の財政健全化対策の取組みなどの継続により対象団体にはならないものと推定される。

- (2) **連結実質赤字比率** 新たな指針となるが、一般会計の赤字のほか、公営企業の赤字の合計額が尺度となる。この公営企業の赤字は、損益ベースではなく、資金収支での判定となり、損益収支が赤字であっても、資金不足に陥らない限り対象団体にはならない。

- (3) **実質公債費比率** 現行の算定が、1つの指針であるとのことで、当市数値は平成18年度決算では3か年平均14.0%であり、起債の協議制から許可制のラインとなる18%に達していないため、現行の投資的経費の抑制等の継続により、当面、影響はないものと推定される。

ただし、今年度から一時借入金の利子も算入されることとなったため、土地開発公社の貸付金の早期圧縮策は継続しなければならない。

- (4) **将来負担比率** 算定方法や財政健全化団体指定などの基準は、現状においては全く示されていない。

土地開発公社に関しては、市の先行取得依頼用地は、買い戻しに係る国庫補助金などの特定財源分が借入金（負債）から控除されるかは未定であるが、基本的に市の負担（負債）としてみなされる（現残高37億円）。

土地開発公社に対する市の未払金については、将来の市の負担として今年度末の見込み残高16億円が算入される見込みであるが、文京地区、第4工業団地の土地売払収入が特定財源として控除されるかは未定である。

また、公社のプロパー用地分、平成19年度の現時点での借入金64億円については、おそらく売却可能資産分として、時価評価相当分が控除されるため、全額負債としてみなされない可能性が高い。

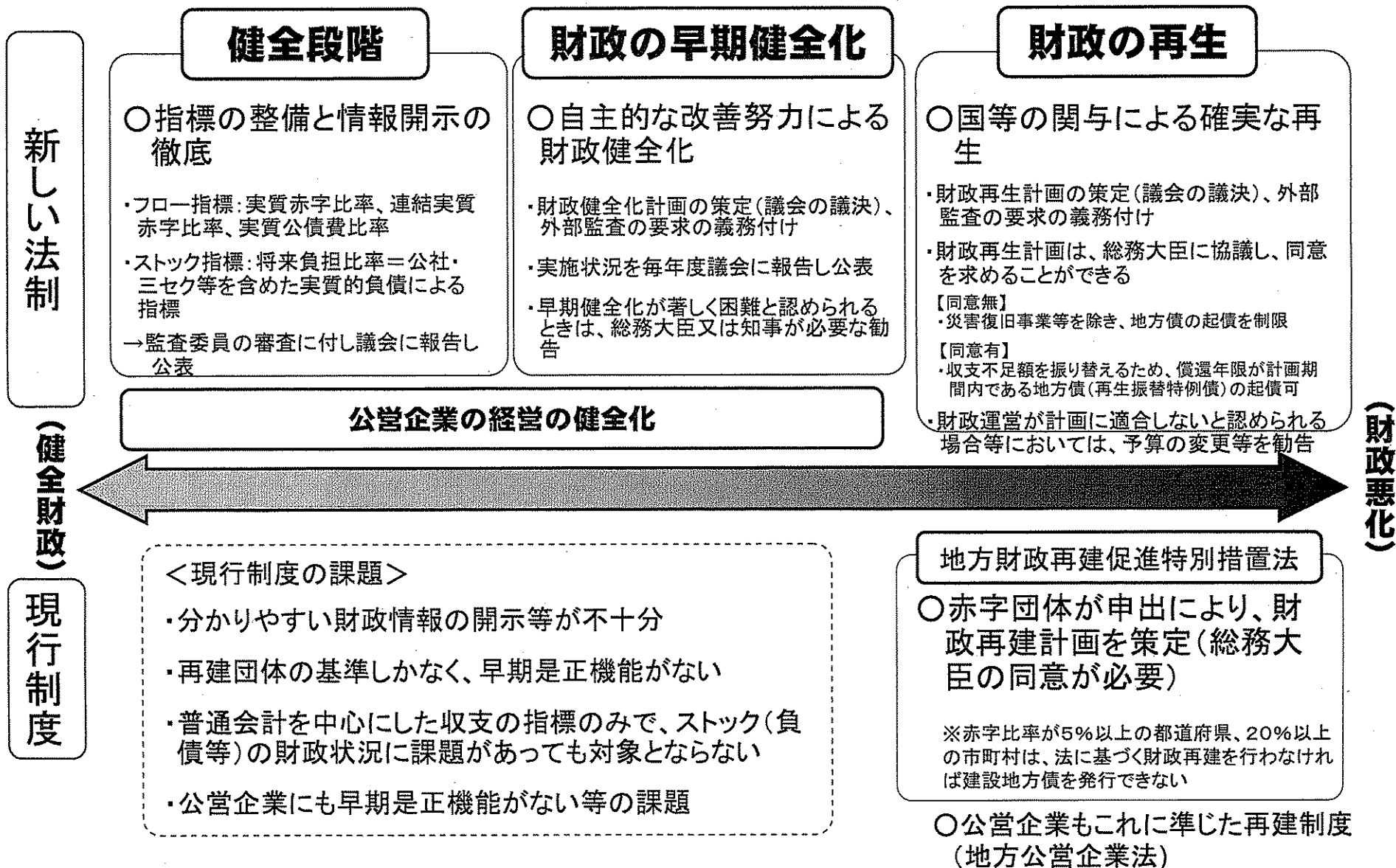
「地方公共団体財政健全化法」関係資料

平成19年7月10日

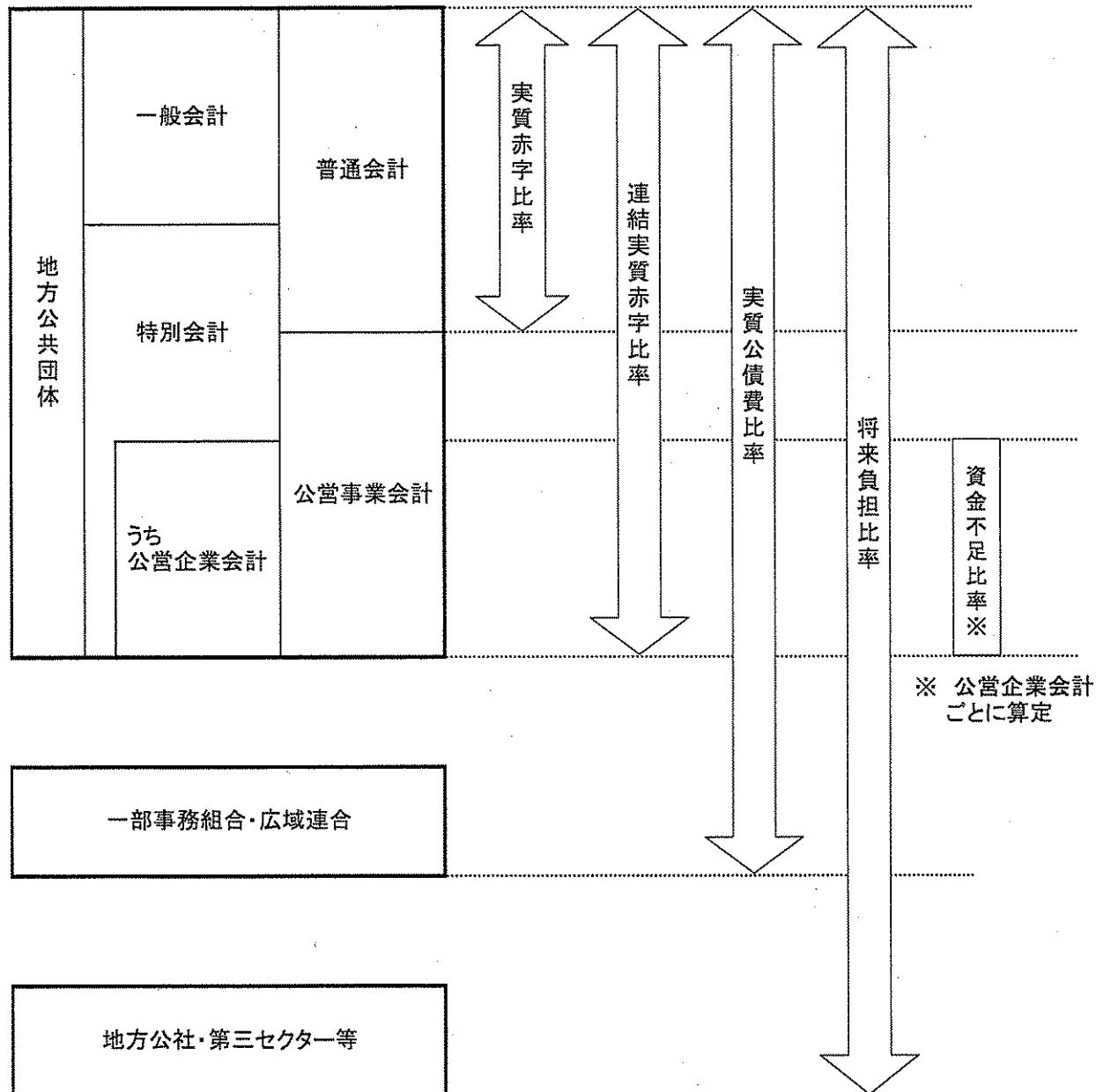
総務省自治財政局

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

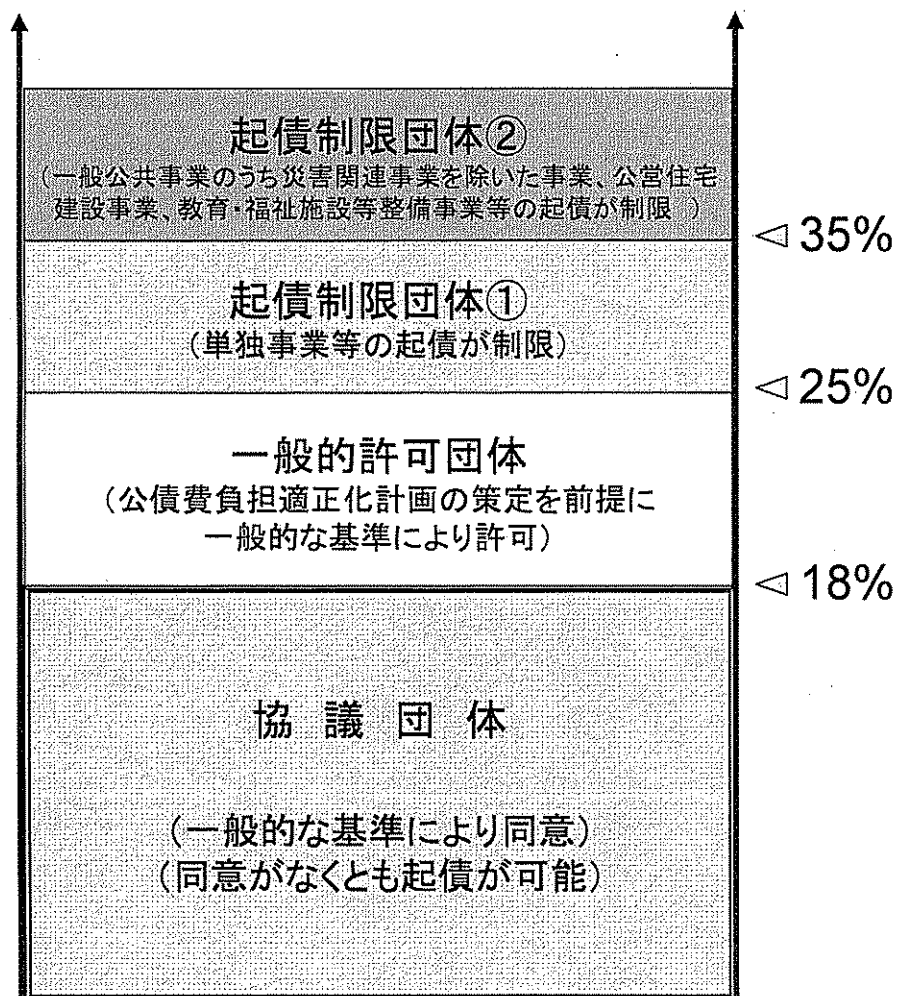


健全化判断比率等の対象について



現行の地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準

◆ 実質公債費比率



◆ 赤字基準

○実質収支において一定以上の赤字額が生じた団体は許可団体とする。

※「決算収支の赤字の水準」を測る指標は、地方財政再建促進特別措置法(再建法)で起債の制限を行う場合に用いる指標と同様の比率を用いる。

○赤字額の算定方法

(前年度の歳入総額－前年度の歳出総額)
－翌年度に繰り越すべき財源

○一定以上の赤字額

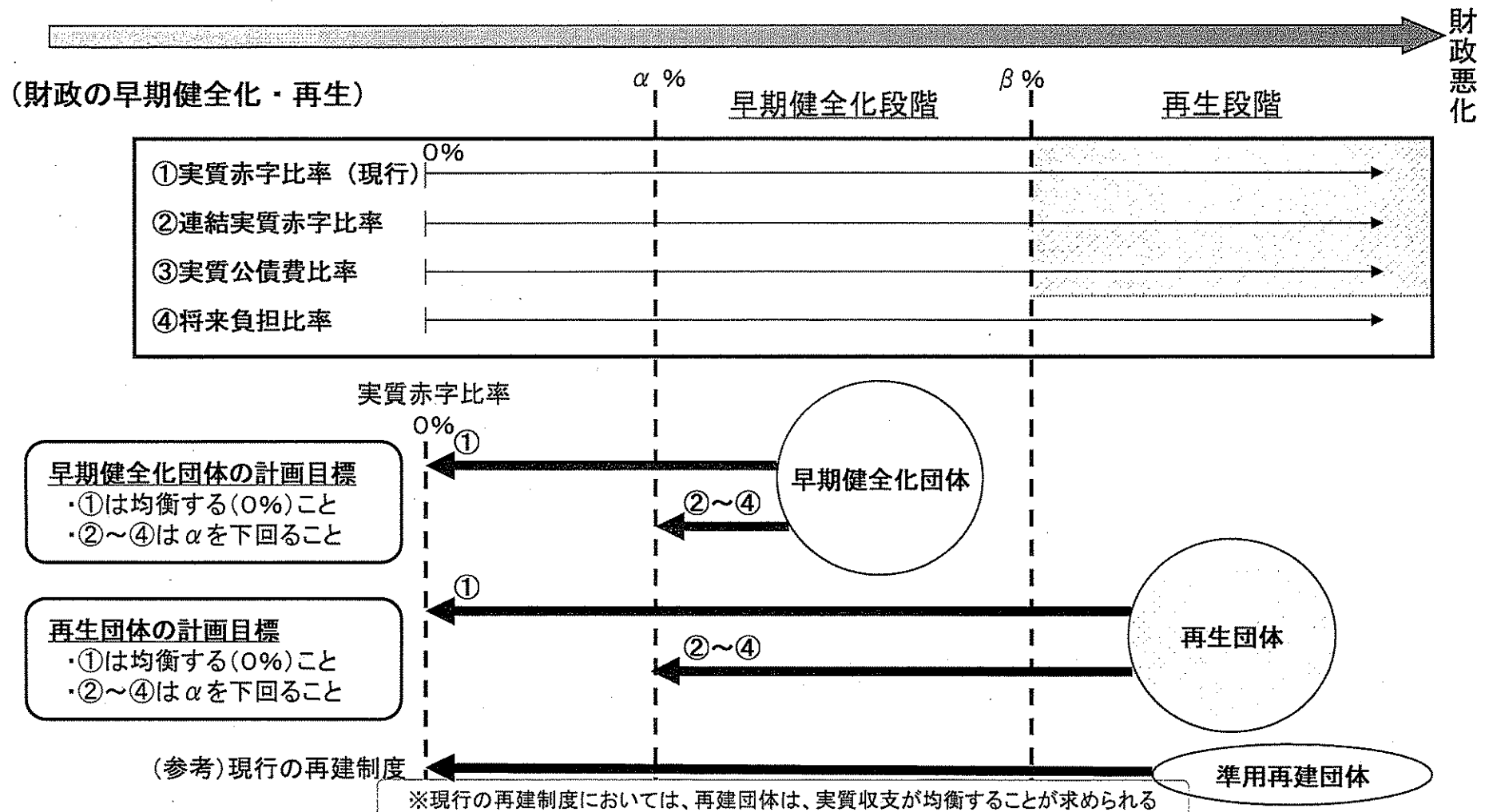
標準財政規模の額に応じて、その2.5%から10%の間で段階的に設定

- ・都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市
→標準財政規模の2.5%
- ・標準財政規模200億円の市町村
→標準財政規模の5%
- ・標準財政規模50億円以下の市町村
→標準財政規模の10%

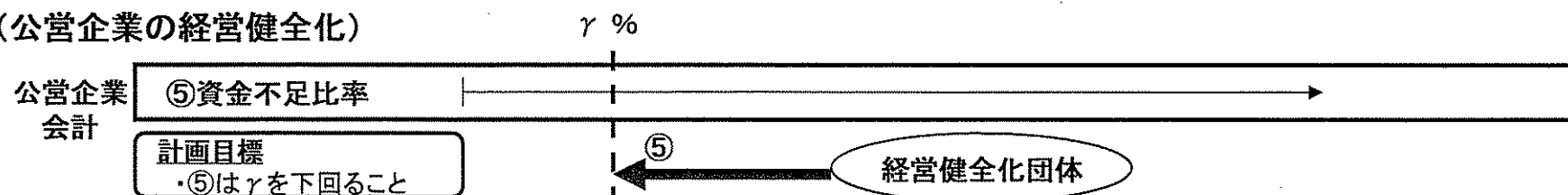
○赤字公営企業

営業収益に対する赤字額(資金不足額)が10%以上

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(公営企業の経営健全化)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- ・(A) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・(B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・(C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・(D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・(E) 準元利償還金の内容
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (F) - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・(F) 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。

・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

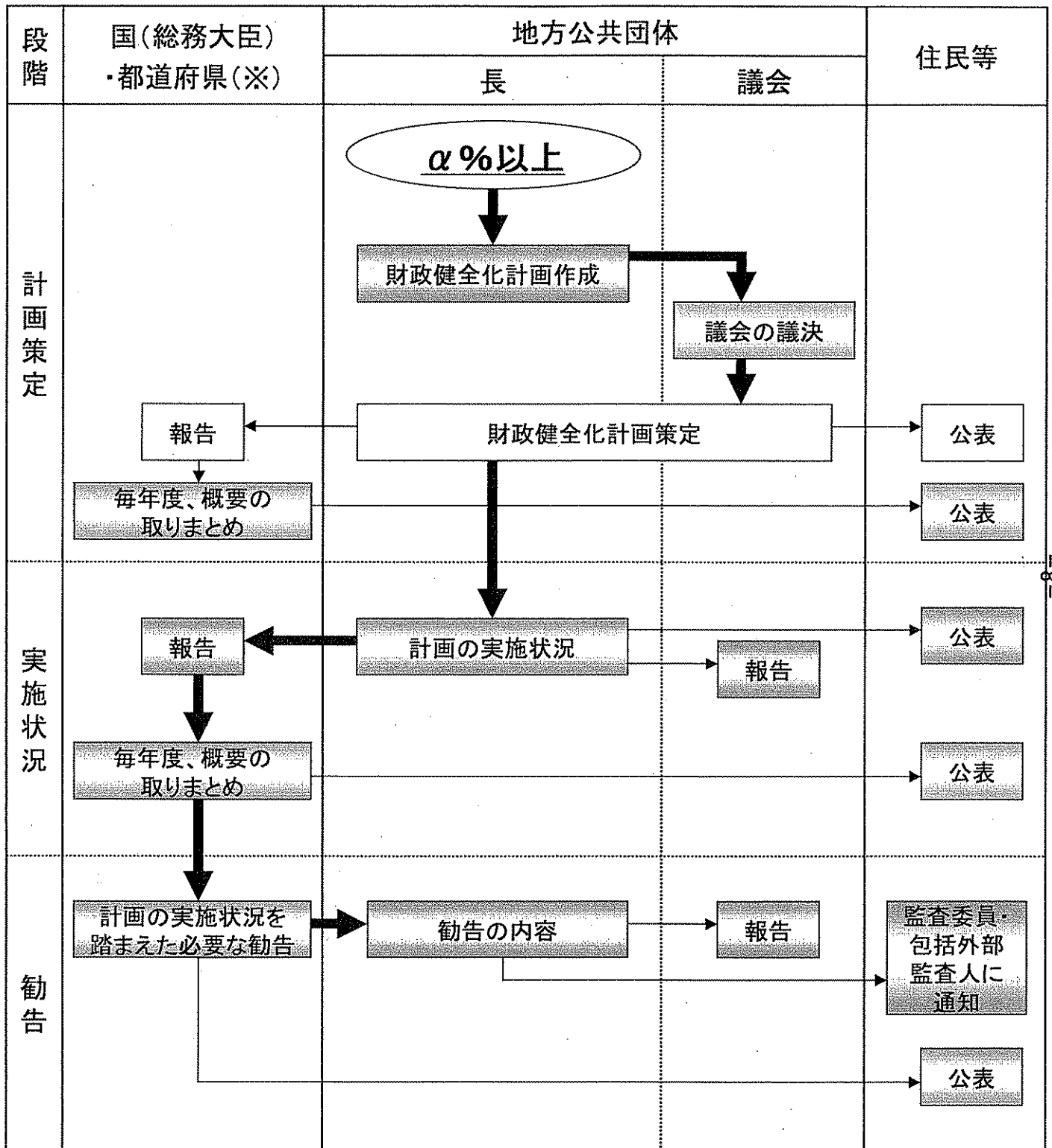
・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換) (平成20年度予算編成)		○ 指標の公表に係る規定の施行(公布後1年以内)	○ 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 財政再生計画を策定(平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・

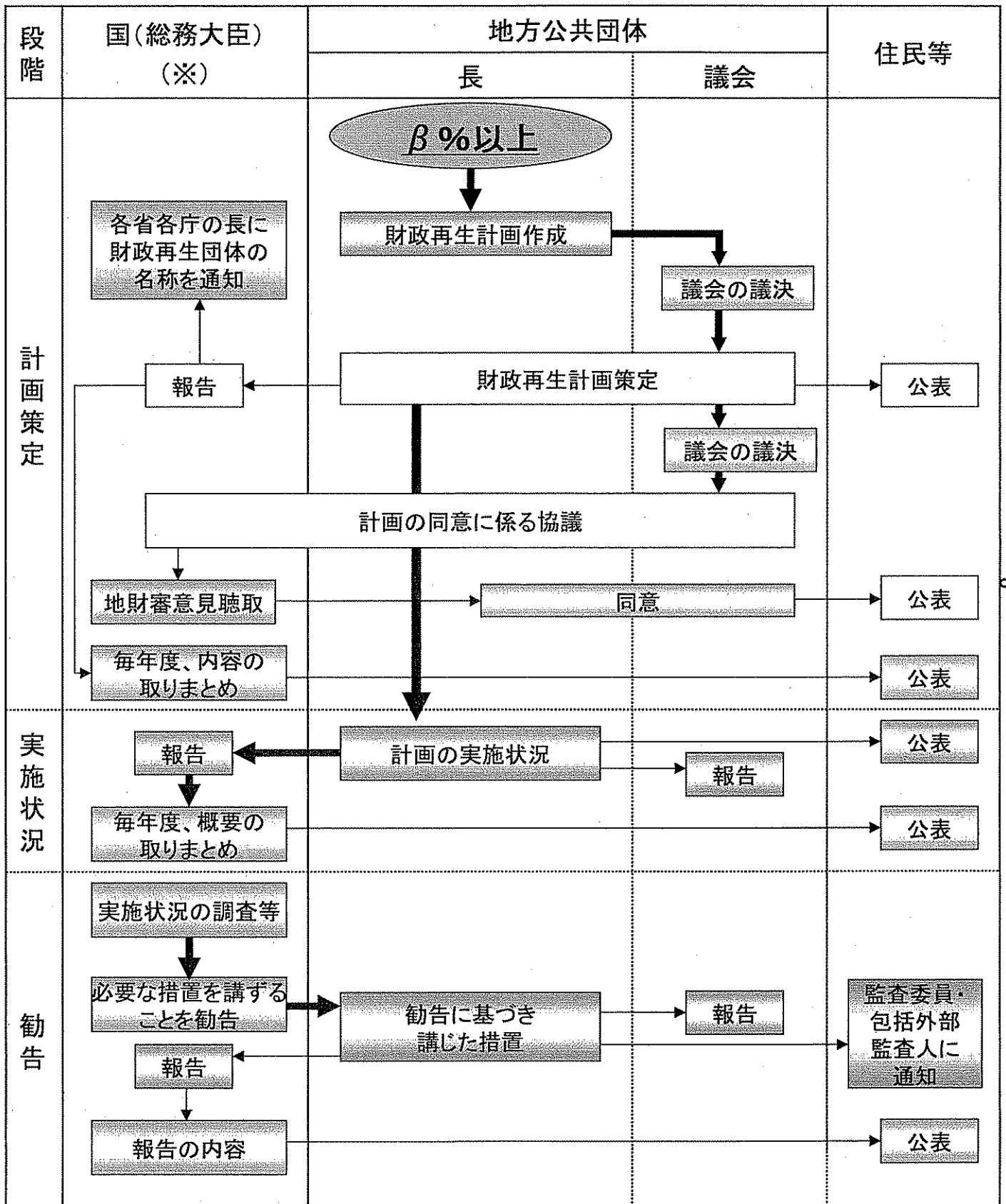


早期健全化スキームの手続イメージ



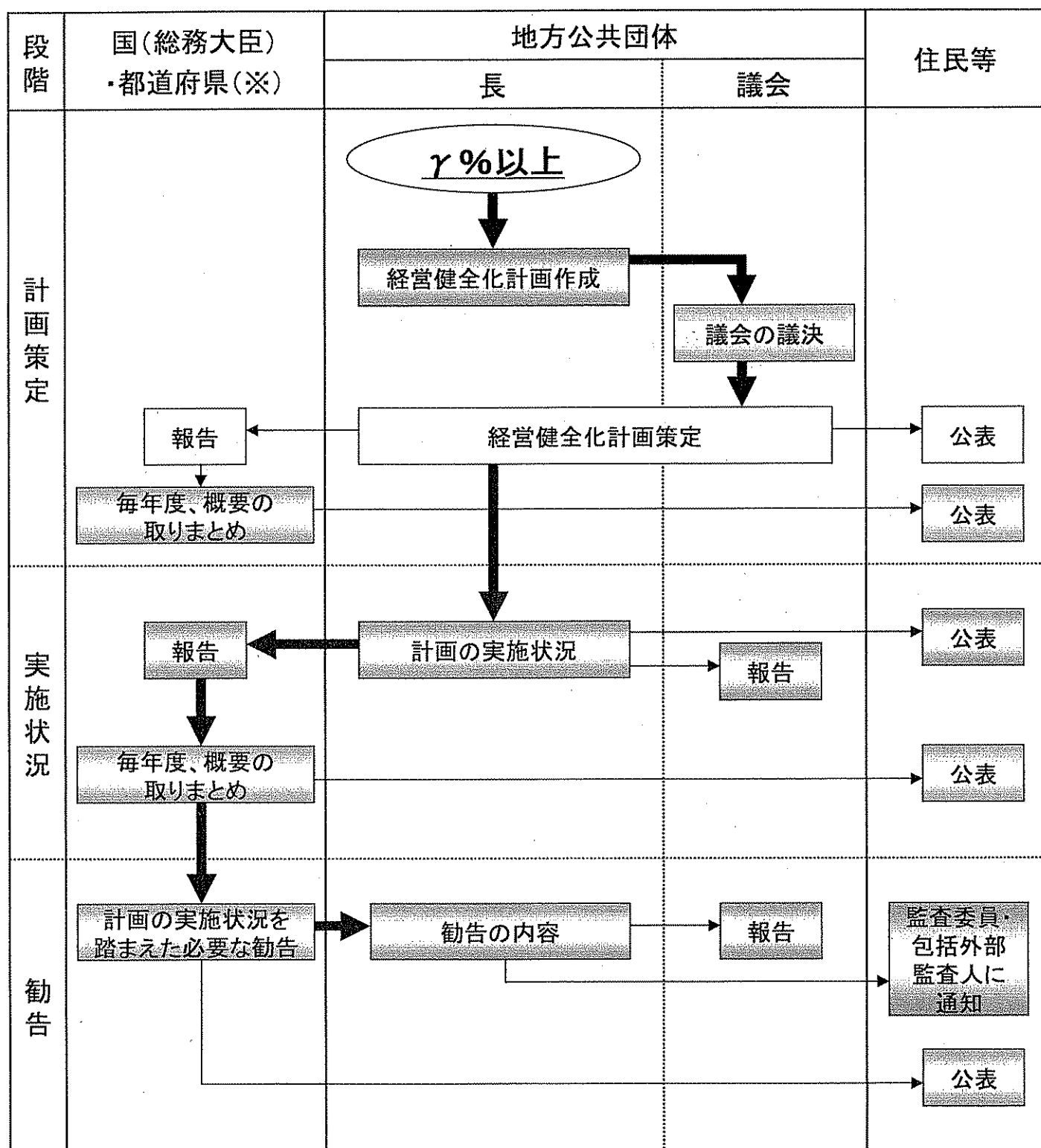
※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

再生スキームの手続イメージ



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

公営企業の経営健全化スキームの手続イメージ



-11-

※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の経営健全化の場合は、都道府県知事が行う。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要」の説明原稿（財政課長）

(H19.09.20総務文教常任委員会説明：午後1時)

それでは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要」について、ご説明申し上げます。説明の時間は10分程度を予定しております。

資料3をご覧いただきたいと存じます。

まず、1ページ目の1として「法律施行等のスケジュール」についてであります。

この「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、ご説明の中では健全化法と表現させていただきますが、この健全化法は本年6月22日に公布されたもので、本年7月10日に全国都市会館におきまして、総務省の財務調査課長と全国市長会との意見交換会の場が設定され、全国からは58市が参加し、当市からも担当職員が出席し、意見交換・要望等を行ったところであります。

この後のご説明は、その際に入手した情報をもとに、現在まで判明している状況につきまして、ご報告申し上げるものでございます。

これからの日程につきましては、これら地方との意見交換などを踏まえ、この秋に「指標の算定方法、財政健全化・再生団体の基準等の案」を示し、「試算等の結果を踏まえ、再度、地方団体との意見交換」などを行い、12月には、「指標の算定方法、財政健全化・再生団体の基準等政省令整備」を行うこととされております。

この健全化法は、段階的に施行されるもので、まず、平成20年度は、4月1日から健全化法の中の「指標の公表に係る規定」が施行され、平成20年の秋には平成19年度決算に係る指標を監査委員の審査に付した後、議会に報告し、公表することが義務付けられております。

平成21年度には、4月1日から、後ほどご説明申し上げます4つの指標が「 α %以上」となった場合に財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに悪化している団体で指標が「 β %以上」となりますと、現在の準用再建団体の新たな呼称である「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」の計画策定が義務づけられるなどの規定部分が施行されます。

この α ・ β は、現在、各指標におけるこのラインをどこに設定するかなどが未定であります。総務省では財政的にイエローカードの団体を「早期健全化団体」として、そのラインを「アルファ」、現在の「再建団体」であるレッドカードの団体の指定ラインを「ベータ」と称しておりまして、平成20年度の決算において、このライン以上になりますと、平成22年3月までに、財政健全化計画又は財政再生計画を策定することとなります。

次に、2 各指標の考え方がありますが、まず、(1) 実質赤字比率であります。

これは、普通会計の赤字の状況で判断されるもので、算定式は標準財政規模分の赤字の額で計算されます。

財政健全化団体指定ラインのイエローカードの団体である $\alpha\%$ は未定で、現行の起債制限基準が一定の目安とされており、都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市は、標準財政規模の2.5%、標準財政規模200億円の市町村は標準財政規模の5%、標準財政規模50億円以下の市町村は、標準財政規模の10%となっており、このあたりが健全化法による指定の目安とのことであります。

また、レッドカードである財政再生団体指定ライン $\beta\%$ は現行の財政再建法の指定が一定の目安となり、都道府県では、標準財政規模の5%、市町村では、標準財政規模の20%でこれらを基準として秋までに国の素案を示すとのことであります。

次に、(2)連結実質赤字比率であります、普通会計と公営企業の赤字の状況で判断され、算定式は標準財政規模に対する一般会計、特別会計、公営企業会計の赤字総額の割合で算出されるものであります。

また、公営企業だけの赤字額に対する経営健全化指定団体ラインの設定もありますが、これも未定とされ、現行の営業収益に対する赤字額、これは損益収支ではなく、資金不足額の額ですが、これが10%以上の団体を指定団体としており、このラインをガンマー%としております。

これに普通会計との連結赤字に係る $\alpha\%$ 、 $\beta\%$ についても秋までに素案を示すとのことであります。

次に、2ページをお開きいただきまして、

(3)実質公債費比率であります、これは現在の算定方法により判断されるもので、普通会計と公営企業の公債費等、(元利償還金、債務負担行為、繰出金等ですが)、これにより算定した比率の3か年平均で算定されるもので算定式は標準財政規模が分母であります。

現行におきましては、この比率が18%以上となりますと、一般的許可団体ということで、市債を発行する場合、協議制から許可制となり、起債発行に許可が必要となります。

また、25%以上となりますと、起債制限団体①として、単独事業などの起債制限を受け、35%以上では起債制限団体②として、災害以外ほぼ全事業の起債制限を受けることとなっております、これにつきましても秋までに素案を示すとのことであります。

次に、(4)将来負担比率であります。これは普通会計・公営企業・地方公社・第3セクターの負債総額、(地方債残高、債務負担行為、繰出金、退職手当引当金、設立法人の負債等ですが、)この状況を把握しようとするもので、算定式は標準財政規模に対する将来一般会計等が負担することとなる可能性のある負債総額の割合を指数とするもので、これも秋までに素案を示す予定であるとのことであります。

次に、3 当市への影響等であります。

- (1) 実質赤字比率につきましては、現在の準用再建団体の指定と同様、一般会計等の収支不足額が尺度となり、再生団体の指定は現在の20%、財政健全化団体の指定は5%が一定の目途となることが想定され、当市の平成18年度の標準財政規模は185億円ですが、これから試算いたしますと、再生団体指定の赤字額20%ライン(β%ですが)、累積赤字37億円、早期健全化団体の指定ライン5%(α%ですが)これは9億円の累積赤字で、このあたりのラインが基準となる見通しであります。

早期健全化団体の指定ライン5%における単年度収支の9億円の赤字は、基金等の取り崩しなどにより、実質的に赤字とならない場合は対象とならないことから、当市におきましては、現行の財政健全化対策の取組みなどの継続により対象団体にはならないものと推定されます。

- (2) 連結実質赤字比率につきましては、新たな指針であります。一般会計の赤字のほか、公営企業の赤字の合計額が尺度となります。

この公営企業の赤字は、損益ベースではなく、資金収支での判定となりますことから、損益収支が赤字でも、資金不足に陥らない限り対象団体にはならないとのことで、当市の場合は、当面、対象団体にはならないものと推定されます。

- (3) 実質公債費比率につきましては、現行の指標が、1つの指針であるとのことでありまして、平成18年度決算では3か年平均は14.0%で、起債の協議制から許可制のラインとなる18%を下回っておりますことから、現行の投資的経費の抑制などの継続により、当面、影響はないものと推定されます。

ただし、今年度から一時借入金の利子も算入されることとなったことから、引き続き、土地開発公社の貸付金の早期圧縮策に努めなければならない状況にあります。

- (4) 将来負担比率につきましては、本年5月に策定した土地開発公社の経営健全化計画の策定時にも、この健全化法の施行により、土地開発公社の経営状況が市の財政にも影響する可能性があるとのこと説明を申し上げてまいりましたが、現在のところ、算定方法や再生団体の指定などの基準は、示されておられません。

しかし、これまでの国の説明などを総じて推測いたしますと、土地開発公社に関しましては、まず、市の先行取得依頼用地では、買い戻しに係る国庫補助金などの特定財源分が借入金から控除されるかは未定であります。基本的に市の負担としてみなされるものと考えられ、現在高は37億円となっておりますことから、公社の経営健全化計画に基づき早期事業化による買い戻しに努めなければならないものと考えております。

また、土地開発公社に対する市の未払金については、将来の市の負担として今年度末の見込み残高16億円が算入される見込みであります。文京地区、第4工業団地の土地売払収入が特定財源として控除されるかは未定であります。

また、借入金の要因の中で一番大きい公社のプロパー用地分についてであります。平成19年度の現時点での借入金64億円につきましては、おそらく売却可能資産分として、時価評価相当分が控除される見込みでありますことから、全額負債として、みなされない可能性が高いものと考えております。

次ページ以降は、7月10日の意見交換会での資料を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」についてであります。